



4. 舞鶴市和江出土
F / 6 丹後平式 縄文後期初頭

資料より見たる

田辺藩巡見使と其周辺(上)

延享、宝暦、天明、天保の時点

井上金次郎

(一) 稿のはじめに

茲で採り上げた巡見使といふのは、江戸情
代將軍の代替り毎に公儀から五畿七道の政情
民情視察の為に派遣された臨時の使者の職名
で江戸幕府職制から見れば「若年寄」に属し
た使番一名に小姓組番一名書院番の者一名の
計三名を以て編成されたもので、各々一人当
り三十名前後の用人、給人、中小姓、徒士、
手廻り人等を随従させて各地を巡見した為に
同勢は百名に余る多人数となりこの巡見を受
ける各藩では大變な大行事となつた事が遺存
する記録によつて窺知出来る。
事前に公儀から、これ等巡見使に関する触書
法令が出されたがこれを挙げると大体次の様
なものであつた。

『延享二年閏十二月二十一日(以降総て同文)』

覚

一、今度国々御料所村々巡見被差遣候ニ付右之
面々相通候筋掃除併道、橋一切作り申間敷
候
馳走として送迎の者出候儀可為無用事
右之面々御朱印員数之外人馬入候ハバ定の
駄賃有之は其定の通定無之所は近辺御定の
割合を以て駄賃銭取之人馬可出候。御朱印
之外ニ賃なしの人馬老人老匹も不可出之事
一、巡見通り候道筋にても百姓農業之儀少も無
慮遠慮いとなみ候様可被申付事
一、私領村々ニ若し巡見令旅宿候は少々的小屋
掛取繕は不及申置替可為無用古く候ても不
苦候

賄道具等も有り合せ候を借可申事

一、旅宿ニ可成家一村に三軒無之所は寺又は村
を隔て候てなり共不苦事

一、泊屋休の場所にて入用の飯米、塩、味噌、
併酒、肴、油野菜等は其所の相場次第買候
様ニ可被申付事

一、其所ニ無之商売物脇より遣置売らせ申間敷
候

衣類、諸道具は勿論酒肴にても持寄売候儀
堅く可為停止事

一、右之面々金、銀、米銭衣類、道具は不及申
酒肴菓子等迄一切受用無之筈に候間内々に
ても堅く音信不仕様に知行所の者共へ可被
申付候

若し内々にて音信仕旨相聞ゆるに於ては可
為曲事候間其旨急度可被申付事

一、何方見分仕候共私領方よりの音物等も一切
受用無之筈に候間音信は不及申使者飛脚差
出候儀も堅く可為無用事

一、右之面々家来下々迄在々に於て衣類、道具
等を買不申様に申渡候間得其意商売不仕様
に可被申付事

一、野道之馳走として新規ニ茶店等作り候儀堅く可為無用事
 右は今度御料所国々へ巡見被差遣候付往来之道筋は私領村々をも可罷通候間書面の条々先達て地頭より領地村々へ申触無相違様に急度可被申付候
 以上

一御触書宝曆集成一

『 覚

一、宿々量、表替、無用ニ候 古く候とも不苦事
 一、湯殿、雪隠若し無之所は成ほど軽く可被致事
 一、たらい、柄杓、鍋釜古く候とも不苦候若し無之所はかるく可被致支度事
 一、宿になるべき家一村に三軒無之所は寺ニ而も又は村隔候ても不苦事

一、其所ニ無之売もの脇より遺置之を売らせ申間敷事
 (天明八甲三月)

一御触書天明集成一

(天明八甲三月)

一御触書天明集成一

『 覚
 一、今度諸国巡見雖被仰付国絵図、城絵図無用之事
 一、人馬、家数、改無之事
 一、御朱印の外の人馬御定の通駄賃銭取之無滞可出之事
 一、何方を見分仕候共使者飛脚音物一切可為無用候
 但し案内の者入り候所は其断り可有之事
 一、掃除等可為無用候 但有来道、橋、往行不自由の所は格別之事
 一、泊々の宿所、作業等可為無用候併茶屋新規ニ作之申間敷候事
 一、国廻りの面々泊々にてつき米、大豆、以其所之相場可売之此外売物常々其所の直段に売可申事
 以上

八月
 一御触書天明集成一

以上掲出したものは公儀より大名、旗本(巡見使該当者)に宛てたもので其条文の一本はいつれも巡見使制度設定当時の本旨に沿つ

たものである。

たものである。

本来この制度の初見は上代六九四年(持統八)に巡察使即ち「メグリミルツカヒ」として時の太政官から毎年臨時に任命され地方行政を観察し人民の窮乏をも調査したのに初まるもので以後多少の断続はあつたが鎌倉時代には「巡検使」と称して幕府より任命され、民間の苦楽や年の豊凶を検し、庶民の訴訟にも関與したと史料に記されている。

江戸時代に入つてこれが「巡見使」制度となつて開府時の三代將軍家光の下に一六三三年(寛永十)初めて設定され將軍代替りの時、その名代として各地の政治、風俗を視察し一般の庶民生活にも接せしめこれ等を参考として政治面に利用するのを恒例化したものである。

創定時の「巡見使」は其結果を直接將軍に謁見して実状を報告し為政者はこれ等に基いて所謂「隠密(庭番)」制度を活用し表裏共に各藩の実体を把握し之等を監視し幕府の基礎を固め乍ら機構を整備しその権力を強化していつた事は「徳川実記」の叙述によつても明らかである。

前出の触書を見れば訳る通り公儀はこの

巡見使について『何も構ふな、何の準備もするな』といふ乍ら之を彼我に触書として公表した為片や公的に將軍名代の格式となり片や主人の訪問を受ける召使の立場に立たざるを得ない立場におかれた為、これを迎えるに疎漏なきを期したのは当然であろう。

この巡見使派遣がこの様なものであつた為、幕府の創制期を過ぎた中期以降は「巡見使」は「虎の威を借る狐」的なものであつたのは当然の帰結と云わねばなるまい。

幕閣も草創時と新旧交代し幕制が完全に整備され其権力構造が組織化されて終つた後はその制度機構だけが固定化し序々に形骸化してしまつた訳で享保以後は唯旧例故格を襲用したにとどまり実効が伴わなかつたと評される所以も茲にある訳である。

然し国史的な実績云々は兎も角としてこれを地方史研究の立場に立つて見る時色々な意味で私達は其時其時の中央と藩及藩とその庶民の主体とながりを検証し得て其時点に於ける藩制の詳細と在方役人の状況や変遷を知り且つその地方の故事、産物、遺跡等地志に至る迄探り得ることが出来るのである。

この様な意味に於て中期以降の場合、例えば「宝曆巡見使」は薩摩地方より帰付した時点

で薩摩、大隅、日向、琉球等四ヶ国の地図と共に巡見各藩の「地誌要略」を編修した事例も大いなる成果の一つと云える訳である。こうした観点から茲で一応田辺藩巡見使を綴るのもあながち徒事ではなからうと思われる。

二 巡見使一行の構成と

その巡路

元来巡見使を受命するものはその使命の本旨として武家職制の先格により当初からいづれも前述の通り「若年寄」に属した御使番一人を正使として両御番と称せられた「書院番」と「小姓組番」からそれぞれ一名ずつ推薦されて副使的なものとなり計三名で構成されたものである。これは当藩各資料によつてもこれを推証され得るのである。

①天明八年五月十九日入国した一行は十代將軍家治の跡を継いだ十一代家齋代替りの時で
 A 御使番(御使者) 千五百石 松平惣兵衛
 B 小姓組 千石 中根 半平
 C 書院番加役 七百石 山岡伝十郎
 の三名でこれに扈從した人数は、

松平組(用人二名、給人三名、中小姓五名、徒士四名、足輕七名、手廻り六名、中間五名、小計三十三名)
 中根組(用人二名、給人三名、中小姓四名、徒士四名、足輕七名、手廻り六名、中間五名、小計三十三名)

徒士四名、足輕七名、手廻り六名、中間六名、小計三十三名)
 山岡組(用人二名、給人二名、中小姓四名、徒士三名、足輕五名、中間六名、若党等小計三十二名)

これに依つて此時の巡見使一行は合計九十八名の同勢であつた。
 ②天保九年四月十一日入藩の一行は天明七年以降五十年將軍であつた家齋の代替りとして十二代を承けた家慶の時で
 A 御使番 千五百石 山本七郎左衛門
 B 小姓組 千石 市岡 内記
 C 書院番組 五百石 三宅 三郎
 の三名でこれに隨從したものは、

山本組(用人二名、暗方一名、取次一名、取次二名、中小姓四名、徒士五名、小頭一名、足輕五名、中間手廻り十五名、小計三十七名)
 市岡組(用人二名、給人二名、中小姓六名、徒士四名、足輕五名、中間手廻り十二名、小計三十二名)
 三宅組(用人二名、給人二名、近習一名、中小姓五名、徒士三名、足輕五名、中間手廻り十名、小計二十九名)
 この分の合計も先例と同数の九十八名である。

④延享三年五月の資料は巡見使三名の名前だけを記し之を迎えた藩庁及在方準備と接待の実況を録したもので、其構成員等については明瞭でない。

何れ前出と畧同数であつたと思われるが氏名だけを摘出して後考に備えることとする。

- A 稻生 左門
- B 神保 宮内
- C 岩瀬吉兵衛

又宝暦十年十月二十日にも巡見使来藩の記事が資料⑤の原氏文書にあるが「御巡見当町御止宿一件」とだけあつてまだ内容は未見であるから茲では論及するのを差控えた。

これ等の巡行路としては一応天明資料①により前後を推定出来るので掲出する。

『京都御留守居より来状御巡見御方様去る 二十七日(四月) 京都へ御着御逗留之由 申来』と云々又

- 『御巡見御国順 ○休印 △泊印
- 山城国△京△宇治△木津△草内村△淀
- △嵯峨△龜山△園部△福住村△宮田
- 村△柏原○小多利村△生野町△上大
- 久保村△紅村○広野村△綾部△福知
- 山○河守町△北有路村△田辺○由良
- 村△宮津○弓木△峰山△海士○鱒留

村△加悦△上佐木○小谷△出石△豊岡△坊岡△香住△浜坂△湯村△村岡

△関宮△養父市場△竹田

播磨国一摂津国一河内国一和泉国一和国一紀伊国

と予定を載せているがこの場合△○印は宝暦時の予定表であつたのか又今次の予定であるのか不明であるが一寸見ただけで○の泊予定が少過ぎて無理な旅程である。では実際にはこれがどの様に行われたか次を資料によつてみて見よう。

『京都御留守居磯田谷右衛門より来状御巡見御方様六日京都御出立の御つもの由尤田辺御通行の日限は相不知候由福知山迄の御休泊は相知候由書付来る』

『五月六日宇治泊 七日木津泊 八日草内村泊 九日淀泊 十日嵯峨泊(愛宕山御休泊) 十一日龜山泊 十二日園部泊 十三日福住村泊 十四日宮田村泊 柏原泊 十五日小多利村休 生野泊 十六日上大久保泊 十七日紅村 十八日広野村 十九日綾部泊 二十日福知山泊』

『御巡見御方様来る十九日福知山御泊りニ而廿日 廿一日 廿二日御当地の通行の旨致承知候様相触』

『十七日御巡見廿日に北有路村江御出候様ニ有之候処一日縮り十九日に御出の由河守町より為知候趣大庄屋弥五右衛門より由来夫々江相達尤御用番併内蔵亟殿(家老古河)江申上』

この文面の様に旅程はその時により長短があつて多少の誤差が出た様でこれを迎える藩側は正確な行程を知る為常に物見(庄屋)を派遣して、準備しこれの通達には後出の様を褒賞があつた様である。

『十九日(午前九時)頃御巡見御方様福知山より御帰り今日の御順中根半平様 山岡伝十郎様 松平惣兵衛様(正使) 御三方とも鬼ヶ城御登山阿辻(田辺藩郡奉行) 藤山(同代官) 名札一紙に認め差出披露 中根様佐藤泰兵衛(給人) 山岡様間林威(給人) 松平様村上良右衛門(給人) 御立場敷物の上江御上り御休息尤御三方様共御挨拶有之御通し内は道具は挾箱に立掛置 福知山郡奉行江も及挨拶室尾谷ニ而昼支度 有田鼻(由良川岸)より船ニ而北有路村へ罷越』

十九日松平惣兵衛(北有路村御宿吉左衛門) 中根半平(同所嘉兵衛) 山岡伝十郎(同所嘉左衛門) の三名はその翌日 二十日二十一日と本藩の田辺領を巡見する訳であるがこれの

明細は後項に出すとして、先づ道順は、二十日(午前八時前) 金屋村境一北有路村一船渡場一二ヶ村場場一桑飼村一真壁峠一午の刻(午前八時前) 京(町方)番所一町宿三ヶ所泊一二十一日(午前八時前) 宿出立一宮津口一大船峠一中山村船渡場一和江村場場一由良村一長尾峠一宮津領

(午前十一時) の順路でこの中で由良村へ四ツ半刻着一時間昼休支度し、正午に出発して領境え向い大山鳴動した大行事はこれで終つた訳である。

この順路は延享三年に行われた通りのもので次で宝暦十年(一七八八)②(一八三九)③(天明八年)④(天保九年)⑤の四回共変更されていなく。

ではこの延享以前の順路はどうであつたか、これについて一寸気になる記述が資料②の中にある。これは天保九年巡見使とその駕籠脇に従つた大庄屋龜井治左衛門の答弁の中で③の資料以前に巡見使は

『(古き書付を出し)

一、田井の黒地と申所船掛り有之由通筋ニ候哉と乃尋に付通筋ニ而者無御座候と申上候』

とあることである。この応答から推考すればこれ等資料以前に或は若狭街道を逆行して丹

後へ入り京又は宮津、綾部、福知山方面へ巡回した事もあつたのではないかと想像されるのである。

然し資料①によれば天明時の若狭国の巡見は丹後国巡見より一年近く遅れて寛政元年早々江戸を発し同年三月二十五日筑紫従太郎、大久保七十郎、堀八郎右衛門一行が高浜泊りの上松尾寺迄来た事を伝えている。

この分は国順として近江、若狭、加賀、能登越中、越後、佐渡の北陸を巡回したと記されている。これは余談であるがこれによれば一行は青葉山を若狭青ノ郷方面から登山し松尾寺遍明院へ参詣し犬石境糠塚前で小浜藩、田辺藩の両藩主が巡見使を中央にして挨拶を交すのを例とした如くである。

又巡路として但馬方面から宮津へ、それから田辺へ来る逆コースも考えられぬことはないが手元資料による四次の巡見は前述の通りであつた事に誤りはない。

三 受入体制と当時の藩勢

巡見使受入れに對する藩の体制は(一)に掲げた公儀触書に加えて正使松平氏より田辺藩に對して左の如き申入があつた。

『天明資料 一 覚』

一、駕 龍 八挺程
二、人 足 三拾人程

右之通御一方様分ツ、用意可被申付候事

右者松平惣兵衛様(正使) 御用人中より御留守居(田辺藩) 対談有之由

一、御領分所々へ被差出候人数惣体前々の半減に心得の事

一、御休泊手入無用之事尤御料理ケ間敷儀も決して無用之事

一、渡船五艘宛は入申間敷候事

一、御小休百姓家取繕は不及候事

一、真壁峠、大船峠、長尾峠、鬼ヶ城、御茶屋取繕無用之事

一、損町々繕切に及不申候事

一、御通筋町屋、盛砂水手桶差出候不及候事

先年御宿いたし候もの家居損候者此度相替り候而も宜しく取繕たゞみ替等堅く無用ケ成ニ可取計事

右者先年の控御書付ニ而松平惣兵衛様へ御留守居を以被申上候惣惣兵衛様より御付札有之候事』

と天明改革にとり組んだ幕僚の心構えが同わ

れるがこれはかなり形式的表向のことで事実
は田辺藩の媚態もあろうが次の様に藩と民挙
げての臨戦体制にも似た準備を整え巡見日が
五月中旬と判明していても

『①二月上旬御順国之儀三月下旬四月初と被
仰出(として在藩民には)候間被仰付候事』
と三ヶ月前から用意をさせる為藩役人及藩民
のその尻をたゞいでいるのである。

この様な藩の準備は
『①御巡見之節人足等之儀町年寄共と申合相
勤候様御触御書付併此方よりの申付の書付
勤方帳面等相渡(資料③)がこの帳面等に当
るものかと思われる)大庄屋八人(田辺藩
大庄屋全員)右同断新町年寄吉左衛門本町
年寄仁兵衛』

とあつて公儀及正使松平氏の触書や申入事項
は影が薄くなつて有名無実の感を呈している。
田辺藩はこれによつても訳る通り筆頭家老古
河内威亟を初めとして代官六名は云うに及ば
ず。下は仲間に至る迄民は水呑の隅々まで右
往左往の状態に入つた事は次に説明されてい
る。例えば

『①道繕人足べて千六百人東西より差出る様
申付る』

『北有路村嘉兵衛方江たゞみ表替九枚御勘定
所より被差出候ニ付人足兩人申付』
『四月上旬大橋の御制札不残御作事御繕させ
候事(制札は巡路全部を繕つてゐる)』
又「大橋」の欄干の先例は

『御巡見御通行の節は大橋欄干取払い竹のひ
し垣に相成仮橋と申札を立候趣に見え候』
であるから如何したことか上司にはからつ
てゐる。

『五月上旬御作事奉行(田辺藩)北有路村乃
宿御普譜見分被罷越一宿の由申来人足申付』
等々これに似た事柄は枚挙に暇がない。尙巡
見当日には、

『①御宿三軒江相勤候役人随分大切尙相勤堅
く禁酒之事

『町中家主分御着前日より他行は仕間敷候
事

『一切商人作事獵師(漁師?)共御着御発
駕兩日相止可申事

『御着前より御発駕迄の内我内の掃除無油
断念入気を付可申事

『御通りの節子供一切我家を出申間敷事

『町々火之元御着御発駕兩日組頭一軒ヅ、
吟味可仕事』
これでは戒厳令の様なものでこの上巡見使一
行の為

『北有路村御泊りの前日』より『由良、長尾
峠』の藩境まで森出正伯柳田正安の両医師が
或は待機し或は附添い、又数少い『火消道具
』を行く先々まで移動させ宿々の周囲に配置
し且つその上『火廻り番』『警固の者』及足
輕組、全火消を不寝番として要所々々に置い
た事等が藩側資料の①に刻明に書き込まれて
いる。

④の延享資料によれば巡見使扈從の者は大庄
屋全部と支障なき全領の庄屋百余名が役につ
いた事を記録しているが、この時の由良川の
各渡場は十五艘であつて一人の巡見使に五艘
宛となつてゐる。又
『米屋、味噌屋、醬油、塩、酢屋、肴屋、酒
屋、青物屋、ろりそく屋、小間物屋、紙屋、
たばこ屋、餅屋、髪結右町方より(北有路村
へ)遣候事』

『御巡見様御用併に御家来中調へ物致度候旨
ニ候ハバ御宿より右之者共呼びに遣し可申事』
と加えて堀上町、紺屋町、新町からそれぞれ

小商人が出向している。

この延享記録は天明、天保と比べると一寸大
がかりの様であるがその後これに似た接待
をしたと思われるふしが各資料に遺つてゐる。
巡見使の表裏の言動とこれを受入れる藩の媚
態は昔変らない。彼等の立場から来る社会的
な慣行となつて今に至つてゐる様に思われる。
この様な巡見使の公式的な巡見内容は、

資料①③
『御巡見の御方より御尋書被差出候由被成御
渡

覚

- 一切支丹併類族之事
- 高札何ヶ所之事
- 官人名無之事
- 郡名之事附村々名之事
- 金、銀、銅、鉄、錫、鉛出事
- 林山有無之事
- 果鷹有無之事
- 百姓領人有無之事
- 人別毎年改御座候哉之事
- 御朱印寺社有無之事
- 新地荒地否之事

『御願人有無之事』

の十二条であつたが藩では大庄屋、庄屋、町
年寄等を集めて、この提示項目を参考にこ
れの答を勉強させた事が③の資料の内容によ
つて訳る。この資料は天保九年の記録である
から多少時点が違つて古格古例を主とした当
時であるから何れもこれに似た巡見内容であ
つたであろうことが推察されるのである。

これ等についてこの答弁の為に用意した記録
の中に其当時の藩の実勢が窺われて大変参考
になるので茲に吉田美昌氏の筆写を転写させ
て頂くこととする。

覚

- 公儀御位牌所有之哉之事
- 大猷院様(三代家光)殿有院様(四代家
綱)御二方様御位牌、天台寺、天台寺(倉
倉谷)に御座候得共御通り筋にては無御
座候
- 公儀御関所有之哉之事
- 公儀 御関所無御座候
- 公儀御制札並高札何ヶ所之事
- 御制札城下両所十一枚ヅ、捨馬札一枚ヅ、
領主制禁札一枚ヅ、都合十三枚宛 成生

村、三浜村、泉源寺村之内市場、中山村

由良村、御制札九枚宛 右之外村々御制
札二枚ヅ、捨馬札一枚ヅ、御座候

(制札についての天明資料は
①) 村々御制札書替之分左之通り

棋高札 上福井村 同中山村 同和江村
切支丹棋高札 下桑飼村 棋高札二ヶ村
三枚とも北有路村 切支丹高札 金屋村

切支丹札 常津村
切支丹棋高札 在田村 同断 南山村

同断 野村路村
三枚とも高野由里村 何事によらず棋高
札 引土村

と出して巡見路だけを書かえ、その場逃れの
糊塗策で急場をしのいだことが窺われる。
一、御朱印地寺社並除地有無之事
御朱印地併除地無御座候

一、領分寺社数併領主より寄附地之事
寺社百十六ヶ所内十三ヶ寺江高百三十九
石六斗七升

先代(七代似成)より寄附致し御座候但
し此外氏神小社村々ニ御座候

- 一、町数合ヶ町有之哉之事
狐師町（漁師？）とも十六町御座候
- 一、切支丹併類族之事
切支丹併類族無御座候
- 一、宗門人別毎年改有之哉之事
人別毎年相改申候
- 一、百姓飢人等手当之事
飢人無御座候若し有之節ハ相応ニ救取申付候
- 一、孝行人有無之事
岡田由里村 武左衛門夫婦孝心ニ付諸役差免罷置候

（①の宝曆時には「南有路村百姓谷助、弟源五郎兩人上漆原百姓定次郎兩親孝心ニ付為称美扶持方遣し罷置候」とある）

- 一、領分郡村名之事
郡名加佐郡
南山村 有田村 常津村 千原村 金屋村 上野村 北有路村 二ヶ村 桑飼上村 同下村 久田美村 城屋村 野村寺村 高野由里村 引土村 下福井村 上福井村 下東村 中山村 和江村 石浦村 由良村

- 一、領地東西南北里数之事
東西七里二十七丁 南北 貳里 御座候
- 一、新地荒地否ノ事
新地高八百石余御座候へ共天保四巳年高入ニ相成申候
- 荒地高二千五百六十五石余御座候
- 尤御通り筋ニテハ無御座候

（この新地については天保九年三月牧野山城守より公儀宛「丹後国田辺領郷村高辻帳」

- 一、略
- 都合三万五千石 村数合百二十三ヶ村
- 右之通相違無御座候 以上として
- 高之外 田辺城下廻 古屋舗跡新田 高 三百石三升九合 田辺郷
- 右者貞享元子年御改之節書出候
- 高 二百六十九石三斗九升五合九勺丹後
- 国加佐郡田辺領村々新田開敷之分
- 右者享保年中開敷新田高
- 延享四卯年御改之節書出候
- 高 二百九十八石一斗八升六合一勺丹後

国加佐郡田辺領村々之新田開敷之分
右者天明七未年御改以後新田高
此度御届申達書載申候
と計八百六十七石六斗二升二合の新地を報告している）

- 一、領内分地又ハ内分のもの有之哉之事
分地並内分のもの無御座候
- 一、他領江出る番所有之哉之事
他領江出る場所無御座候
- 一、船掛り浦々何ヶ所有之哉之事
田井村黒地と申所一ヶ所御座候へ共御通り筋にては無御座候
- 一、海辺江里数之事
城下町統より海辺ニ御座候
- 一、江戸船路里数之事
五百五十八里と申伝候
- 一、手船数之事
百石積以下六艘御座候

船、その他について天明時に巡見使が田辺で泊つた時査問した記事には
一、御巡見の御方様役人中（藩町役人）御

尋ニ付町年寄浅井吉左衛門、金村仁兵衛左之通り書付出候由

覚

- 一、町船数高二百十艘
内五十六艘東吉原町 八十八艘西吉原町 六十六艘惣町分内ともうら百二十八艘 ひらた十二艘 とう船七艘 かなかしも十七艘 てん満十艘 てんと一艘 いべさい十艘 ともふと二十五艘
 - 一、紺屋株（珠）二十株（珠）町方
内十三軒立株（珠） 七軒休株（珠）
 - 一、同 十二株（珠）在方
内八軒 立株（珠） 四軒休株（珠）
 - 一、油屋職 十七軒町方
 - 一、鍛冶職 二十八軒町方
- と記しているので附加参考に供す

- 一、献上物併名産品数之事
蒸蝶 鱗刺小鯛 鰯 鱒 ○○
- 右五品御座候

一、名有大山大川併山林竹林有之哉之事
但シ薬草有之候ハ其品且山海陸之品之事

- 公儀御林無御座候大山無御座候
- 大雲川、大川共申伝御通り筋ニ御座候
- 但シ薬草且山海陸之品無御座候
- 一、金、銀、銅、鉄、錫、鉛、水晶山有之事
金、銀、銅、鉄、鉛、水晶山無御座候
- 銅山にてても可有之と先年問掘仕り見候得共出銅不仕相止申候
- （この項及次項も天明時と同答）
- 一、巢鷹有無之事
古来巢鷹かけ候得共其後例年定り候而掛候儀者無御座候
- 一、馬牧野有無之事
馬牧野無御座候
- 一、陣屋有之哉之事
陣屋無御座候
- 一、古城跡有之哉之事
南山村ニ鬼ヶ城ト申伝候へ共城主名前等不分明ニ御座候
- 中山村ニ城主一色左京亮ト申伝即同村祥

雲寺ニ御座候

- 右両所共御通り筋ニ御座候
- 一、温泉有無之事
温泉無御座候
- 一、酒造人株高併造人数之事
酒造人二十四人 株高三千五百三十四石 造高二千五百九十九石二斗 酉年（天保八年）造込の分ニ御座候
- 一、名所有之哉之事
大雲川之下ニ由良の渡しと申伝御通り筋ニ御座候
- 一、御預り人有無之事
御預り人無御座候
- 一、牢屋舗有無之事
城下町端ニ芎ヶ所御座候但し當時在牢人無御座候
- 一、三十二ヶ条
一、殿様御名 牧野山城守節成様
一、御媚男様 亮太郎様
一、御二男様 詮之助 誠成様（九代たかしげ）
一、御女子様 於久美様
一、御門之事 追手 外曲輪 船着 大内（

丹後加佐郡村数百二十三ヶ村

高三万五千八百六十七石六斗二升一合内三万五千石拜領地

新地八百六十七石六斗二升一合新田畑高天保四^{一八三三}年高入ニ相成候

外ニ高 芦田興右衛門 除地八十一石八斗六升

右ハ京極家より寛文中ニ宛行御判物所持罷在候ニ付前々より家来取扱申候

外ニ高 六十九石三斗一升 御料 和田主馬様 御支配

右私領夏間村へ入込候

一、在町家数九千五百二十五軒（一八三八年現在）内七千九百三十二軒在方 千五百九十三軒 町方

人数 四万六千九百七十八人

内 四万四千六百六十三人在方（内）男一

二万五千三百人

一万九千九百六十五人

牛数 千八百七十二

馬数 千八百十二疋

（町方人数は差引六千五百十五人で五人の誤差あり）

六千五百八十人町方（内）女一三千二百一十七人

右は吉田美昌氏による天保九^{一八三六}年当時在方役人であつた行永村庄屋作右衛門手記「御巡見道筋心覚」よりの摘出であるがこれは大体この当時の藩勢を伝えている様で当市には大変良い資料と思われる。この年は大塩平八郎の乱直後で全国的な飢饉のさ中で所謂国史で云う「天保の大改革」が緒についた時期でもあつたが、これは積年の弊政の為各藩財政は逼迫し武士階級は貧困化し累年冷害、洪水、大風雨が続発して農村は荒廃し一揆の多発と都市生活の廃退から動揺する封建体制の立直しの為幕府はその政策を転換せざるを得なかつた時代でもあつたのである。

此天保巡見使の内「徳川実紀」に記された記事に佐渡地方へ派遣された一行は「農民から藩奉行所の悪政を訴えられた」と載せているが大体に於て私の手許資料を見ると多少ではあるが天明時巡見と天保巡見の間に多少の差違があり「天明の改革」より「天保の改革」の方が前向の姿勢であつた事が窺われる。然し実際の彼我の応答は前の予習に比しどの様なものであつたか資料②によつて、この時

市岡内記に属従した大庄屋武左衛門手記を瀟漫ではあるが採り上げて類推しよう。質問中に「古き帳面を取り出し」たり「書き入れ」したりしていることが本文中散見される。

「御巡見様御尋の次第申上の覚

一、鬼ヶ城御休所下ニ而穴堀見へ候哉と御尋ニ付此所よりは見へずと申上候

一、室尾谷寺何と申哉と御尋ニ付明王院、安養院、金剛院、教王院と申上候

一、何れが本寺と御尋に付何れが本寺と申事無御座候と申上候

一、当所何村にて候哉と御尋に付南山村と申上候

一、当所何村ニ而候哉と御尋ニ付有田村と申上候

一、常津村より千原渡し場へ何程有之哉と御尋に付私共東在ニ而委細は存不申候と申上候

一、当村は地広き村と御申被遊候ニ付私共東在にて候は存不申と申上候

一、昨年は飢饉にて飢死候者有之哉と御尋に付

御上様（藩主）より御救出候に付飢死候

者無御座候と申上候

一、蚕も多く飼ひ候哉と御尋ニ付当所（道筋の村）蚕飼ひ仕り候事は聞承り候得共何程飼ひ候哉は不存と申上候

一、田井の黒地と申所船掛り有之由通筋ニ候哉と御尋ニ付通筋ニ而は無御座候と申上候

一、他所出候番所一ヶ月所有之由何といふ所ニ而候哉と御尋ニ付真倉村と申所ニ御座候と申上候

一、金屋村にて大江山は此所より何れに相見え候哉と御尋に付此所よりは難見と申上候

一、同村境にて此次の村何村と御尋に付上野村と申上候処上野村と御記し有之趣ニ而御書替被成候是より本陣へは何程有之哉と御尋ニ付十七丁斗と申上候

一、久田美村にて瀬場さこ峠古き書付御読みの上何方哉と御尋に付此跡ニ少々吹越候御中途辺り瀬場さこ峠と申候 是は坂程の事無之と御申被成候

一、同所にて此川下に高き山相見之候名は何

と申候哉と御尋に付虚空蔵峠と申し明日御廻り筋の御中途と申上候

一、上福井村にて長尾峠と申は是哉と御尋ニ付是は大船峠と申上候

一、中山村にて此川何れより流れ候哉と御尋に付丹波より流れ申候と申上候

一、矢張り大雲川に候哉と御尋に付御意ニ而御座候と申上候

一、石浦ニ而雄島は何国の山哉と御尋に付田辺領に而御座候と申上候

海上何里と御尋に付八里と申伝候と申上候

右御尋の書付半切に御小頭方江六月十八日ニ差上ル

とあつてこれ等の問答を見れば訳る通り何れも一行は物見遊山的な気分が旧態依然と云い得る雰囲気であつた様である。然し田辺城下泊りの質問はどのようなものであつたか。これは今の処でどの程度巡見使一行が中央の天保改革の意向を反影させたものがあつたか訳らない。然しこの問答を見る限りでは出張旅費を稼ぐ社用族の域を出ない様に思われるのである。